

「高齢者虐待」 についてご存知ですか

【改訂版】



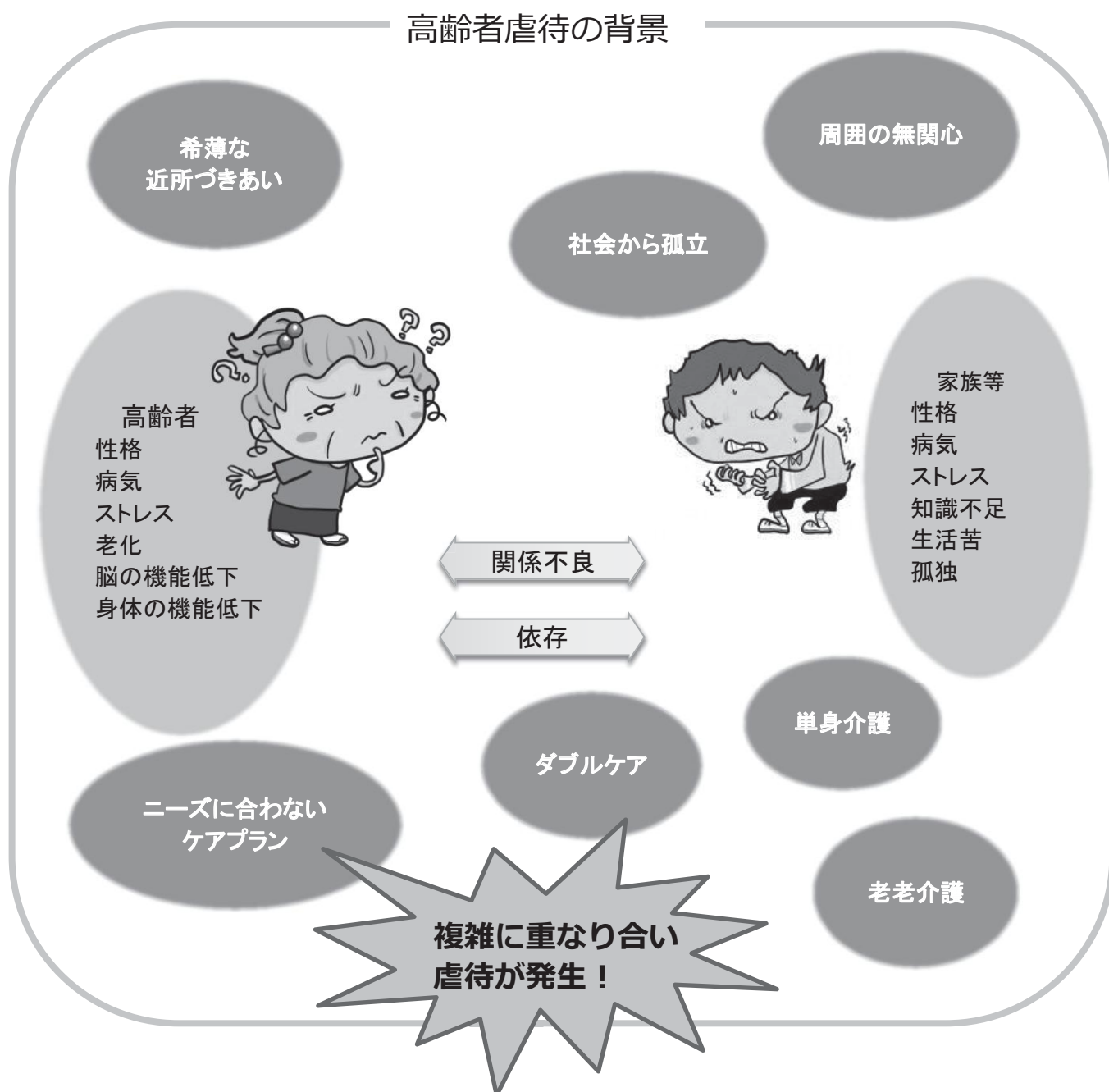
北上市

1 実は身近な問題です

住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、皆様が望んでいることだと思います。

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を損なう重大な権利侵害であり深刻な問題ですが、どこの家庭でも起こり得る身近な問題です。

周りの方が高齢者やその家族の変化あるいはSOS等のサインに気づくことで、状況の悪化や高齢者虐待を防ぐ手立てを考えていくことができると考えられます。



出典：東京都保健福祉局高齢者虐待防止と権利擁護
いつまでも安心して自分らしく暮らし続けるためにを参考に作成

2 虐待のサイン

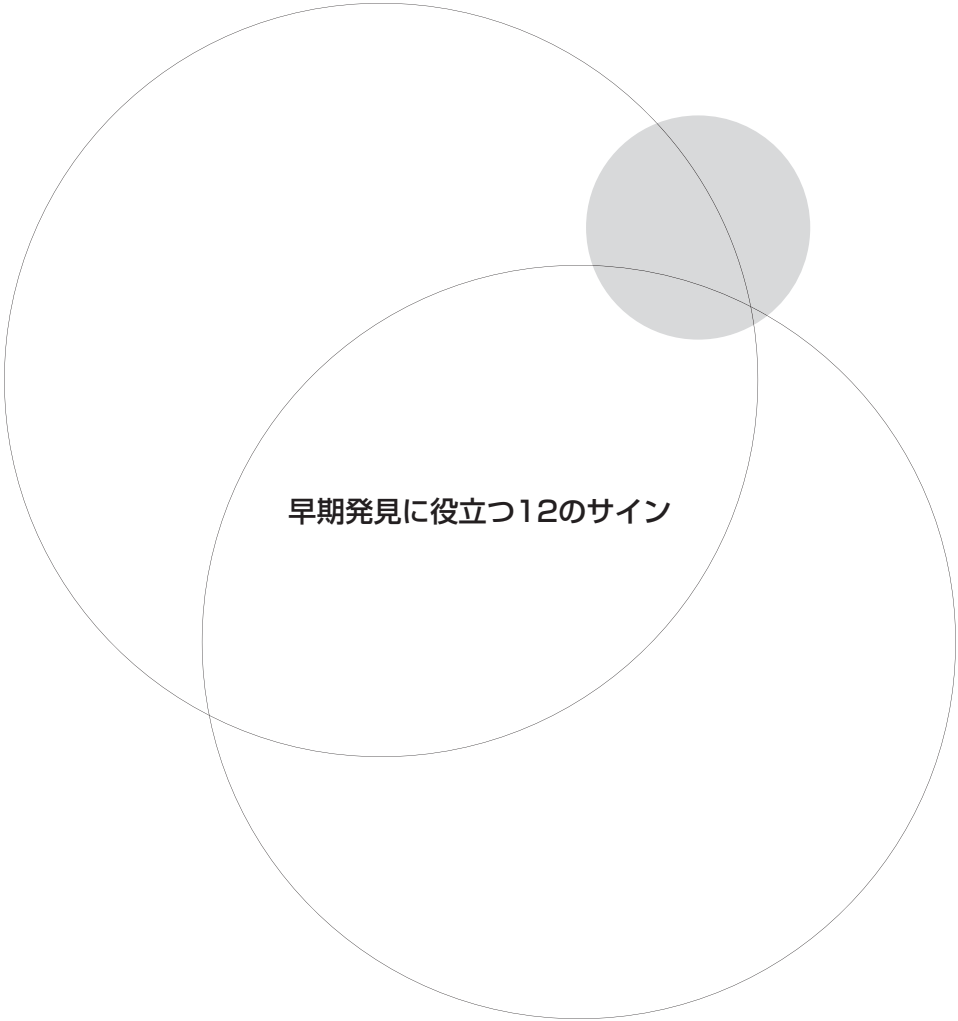
高齢者虐待をしている家族等には、虐待をしているという認識がない場合が多く、また、虐待を受けている高齢者自身も家族等をかばったり知られたくないなどの思いがあるため、虐待の事実を訴えにくく、家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

高齢者虐待は、おおきく5つの区分に分けられています。

区分	内容
身体的虐待	暴力的な行為(殴る、蹴る)などで、身体にあざ、痛みを与えることや、意図的・継続的に外出を許さない、誰にも会わせない等の行為をいいます。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄又は放任することをいいます。 【具体例】 ・オムツ交換をせず皮膚がただれたり、異臭がしたりする。 ・室内にごみを放置するなど、ひどく汚れた住環境の中で生活させられている。
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、高齢者のこころ(精神的、情緒的)に苦痛を与える行為をいいます。 【具体例】 ・排泄の失敗を笑ったりする等により恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、または強要すること。 【具体例】 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する
経済的虐待	本人の合意なしに勝手に財産や金銭を使ったり、高齢者の財産を不当に処分したりすること。 【具体例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する

高齢者、家族等に虐待のサインを感じた時には、一人で抱え込まずに、**虐待の根拠がなくても「心配な人がいるのですが」と北上市長寿介護課、地域包括支援センターにご相談ください。**通報者を特定させる情報は漏らしません。

日ごろから高齢者をよく知る、地域の皆さんの発見が重要な鍵となります。



早期発見に役立つ12のサイン

高齢者虐待に対する予防や早期発見、早期対応策に関する各関係機関の役割例

【市町村・地域包括支援センター】

- ・ 広報、啓発活動と通報、相談に対する対応。
- ・ 事実確認と立入調査
- ・ ネットワーク構築

(市町村のみ)

「やむをえない事由」がある場合の措置による入所又はサービスの導入支援。

【民生児童委員】

- ・ 個々の民生委員や地域住民への啓発と周知。
- ・ 担当地区内で虐待へと移行しそうな家庭状況の観察。
- ・ 家庭訪問等の活動時に虐待と疑われるサインの発見。

【社会福祉協議会】

- ・ 社協各支部や地域住民への啓発と周知。
- ・ 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）利用に関する協力体制。

【医療機関・かかりつけ医】

- ・ 各病院・診療所において、診察時等に虐待と疑われるサインの発見。

【ケアマネジャー】

- ・ 個々のケアマネジャーへの啓発と周知。
- ・ 担当利用者の中で虐待へと移行しそうな家庭状況の観察。
- ・ 担当利用者の関わりの中で虐待と思われるサインの発見。

【介護サービス事業者】

- ・ ヘルパーによる訪問時やデイサービス等の入浴利用時など、サービス提供時、虐待と疑われるサインの発見。

【老人福祉施設】

- ・ 施設内での虐待の発見。
- ・ 緊急入所の際の、可能な範囲での協力体制。

【警察・駐在所】

- ・ 身の危険を感じるような場合や犯罪が疑われる場合の協力。
- ・ 立入調査の際、物理的な抵抗を受けるおそれがある場合の援助依頼。

【社会福祉士】

- ・ 多問題困難ケース、成年後見制度利用上のノウハウに関する協力。

【法務局、人権擁護委員】

- ・ 必要に応じての連携協力体制の確保。

サイン 1

身体に不自然な傷やアザがあり、説明もしどろもどろ



定義

高齢者の腕や手、背中や顔などに、転んだり、ぶついたりしたとも思えるアザや、すり傷のような真新しいアザに気が付くことがあります。高齢者自身にアザや傷について質問してみると、説明がしどろもどろで、アザの理由や部位、時間的な経過のつじつまがあわない場合もあります。このような場合には身体的虐待の可能性があると いえます。

解説

通常の生活を送っている限りは、複数のアザが離れた部位にはできにくいものです。アザの色は一般的に、紫→褐色→緑→黄色と、それぞれ4、5日くらいずつで変化していくので、アザの部位と色に着目することで、身体的虐待の有無を判断する際に、一つの目安になります。

例えば、同じ部位に、色の異なる複数のアザがあったら、何度も同じ箇所に打撲を受けた可能性があります。

アザや傷のできた理由を、高齢者本人や介護者に質問してみると、話しぶりが不自然なことがよくあります。多くのケースでは、高齢者自身が、家族など介護者をかばって事実を話しません。

しかし、脅されているために事実を話せないでいることも考えられます。

サイン 2

脱水症を甘く見ることは禁物



定義

人間の身体組織では、60%程度が水分とされていますが、高齢者は加齢によって体の機能が低下し、脱水症になりやすい傾向があります。

高齢者の皮膚やくちびる、舌が乾燥していると感じたり、皮膚の弾力性が低下しているように見えたりした場合には、脱水症を起こしていることが予測されます。

解説

脱水症は、夏場によくかかる病気と思われがちですが、一年を通じて起こります。一般に、成人が1日に必要とする水分摂取量は、約2.5リットルとされています。これには三度の食事から吸収する水分も含まれていますので、食事以外に、水やお茶、コーヒーなどの飲料水として、1~1.5リットル程度（コップ約5~6杯分）の水分補給が欠かせません。

尿失禁を気にして高齢者自身が水分の摂取を控えることもあります。高齢者を介護する家族が、水分の摂取をあえて制限することは、身体的虐待や世話の放棄・放任に当たります。水分の補給が十分でないと、高齢者はたちどころに脱水症になります。

脱水症の初期の場合には、便秘や体重減少、極度のやせが目立ったりすることもあります。重症化すると食事が摂れなくなり、症状がさらに悪化すると、ぼんやりとして反応が鈍くなるせん妄や意識障害、幻覚が起きることもあります。人命にかかわることもあり、脱水症を甘く見ることは禁物です。毎日の水分摂取量や尿の色や量などを客観的に確認したり、意識して声をかけて水分摂取を促したりすることが大切です。

サイン 3

部屋の中に使用済みのオムツや汚れた衣類などが散乱したり、食べかけの食事や食べ残しなどで劣悪な環境におかれている



定義

家の中で高齢者の部屋だけが、衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しなどで散乱していて不衛生、異臭が漂っている場合などは、高齢者が家族に無視されていたり、放置され、必要な介護を受けていなかったりする可能性があります。関心を向けられずに、物置や離れのようなところに生活していることもあります。

解説

不衛生な環境は世話の放棄・放任のサインとして受け止めます。食事の用意がなかったり、寝具や衣類がぬれたり汚れたままであったり、暖房や冷房がないまま放置されている可能性もあります。高齢者本人は、世話をしてもらっている弱みから家族には何も言えない状態で、あきらめて生活している様子が伺えます。高齢者が関心を寄せられずに、継続的に無視し続けられることは心理的虐待です。

このような状況を知られたくないために、家族は第三者が家庭に入るのを拒否する場合があります。

環境の改善だけに目が向けられがちですが、高齢者の生活状況について具体的に確認し、栄養状態や皮膚の状態、発熱の有無など身体状況についても観察することが大切です。

高齢者本人に、食事の内容や家族のかかわり方について確認しても、家族の前ではなかなか本当のことを話すことができません。

不衛生な環境が高齢者自身によって引き起こされている場合では、高齢者の収集癖やうつ病、認知症などの精神疾患のために、片付けられない状況となることがあります。症状によっては診断、治療を家族に勧めることも必要です。

サイン 4

外で食事するときに 一気に食べてしまう



定義

食事は栄養を摂取するという以外に、高齢者にとっては楽しみの一つでもあります。日ごろのやりとりでは気が付かなくても、敬老会や食事会、デイサービスなど、高齢者が外へ出かけたときに、ごはんのお代わりをしたり、他の人の分まで食べたがったりするのに気付くことがあります。このように外で一気に食べる様子は、家庭で十分な食事が用意されていない可能性があり、世話の放棄・放任が疑われます。

解説

自分で食事を準備したり、食べたりできない高齢者に、食の確保がされない状況は、介護の放棄として認識します。このような介護の放棄が長期に及べば、本人の体調や病気が悪化し、生命の危険性も懸念されます。ホームヘルパーが訪問するまで何も食べていなかったり、食事を作ろうと思って冷蔵庫を開けると食材料が入っていなかったり、わざわざ手の届かない所に食事が置いてあるということもあります。

このようなときには、具体的に、高齢者にどのような食事をどれくらい食べているのか聞いてみます。介護者から、「本人が食べたくないと言ったから無理に食べさせない」と言われる場合もありますし、高齢者が「何も食べさせてもらっていない」と訴えても、認知症の症状ということもあります。そのため、それぞれ別々に質問してみることも必要です。以前に比べてやせてきたと感じたときには、デイサービスなどを利用していれば、体重の変化を確認すると客観的な事実が分かります。食事を確保するとともに顔の表情や皮膚の乾燥、尿の出る回数や排便の様子などについても聞くと参考になるでしょう。

サイン 5

必要な薬を飲んでいない、 服薬の介助をしていない



定義

高齢者の中には、持病があって常に薬を服用していないといけな方も少なくはありません。しかし、家族など介護者が高齢者の健康に関心がなく、必要な薬が切れたままで放置して、薬の服用を中止してしまうことがあります。そんな場合には、病気が悪化してしまいますし、人命にもつながりかねない虐待の一つで、世話の放棄・放任に当たります。

解説

高齢者は、高血圧症や糖尿病、心不全や脳卒中など、いくつかの病気を患っていることが多く、常時、降圧剤をはじめとした薬の服用が必要となります。特に、高齢者が認知症の場合は、本人だけでは服薬ができないわけですから、介護者に対する服薬指導が大切です。

日ごろから主治医や医療機関だけではなく、サービス提供事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめとする関係者などが、高齢者が服用している薬を把握し、気を配っておくことが重要です。

介護者が、医療機関の受診が面倒だとして受診させていなかったり、「少くらしい薬を飲まなくても大丈夫だろう」などと高をくくって、受診して薬を処方してもらっていても服用させないことがあります。

このような場合には、薬を飲んでいない理由についてよく確かめながら、対応について考えなければなりません。薬を飲まないことで、体調や精神症状などの変化や気になる症状はないかどうか観察して、受診を勧めたり、必要な薬を飲ませるように働きかける必要があります。

サイン 6

強い無力感、抑うつ、 投げやりな態度が見られる



定義

高齢者の気持ちを解きほぐそうとして話しかけても、表情が乏しく、強い無力感やあきらめ、投げやりな態度などが見られます。このようなときには、家族から暴言、罵倒など言葉による暴力を受けたり、存在を無視されたりして、高齢者の心が傷ついている心理的虐待のサインとして受け止めます。

解説

介護を要する高齢者は、いろいろな人の力を借りて生活せざるを得ないため、家族の中でも介護する立場と介護される立場という力の関係になりがちです。介護期間が長くなり、介護者の疲労やストレスが蓄積すると、立場の弱い高齢者に攻撃が向けられる可能性があります。言葉で表現できない状況下で示される高齢者の態度を、気持ちの表現・心の叫びとしてキャッチすることが必要です。

こうしたケースでは、高齢者の性格や、家族の関係、表情や態度が変化した場合やきっかけの有無、他に虐待行為がないかなどについて、本人に事実を聞き取るようにします。家族がいないときの様子についても確認します。そして折に触れ、高齢者に対して「あなたのことを心配している」というメッセージを送り続けます。

心理的に追い込まれ、うつ病など精神疾患の症状が強い場合には、受診することが大切です。自傷行為や自殺などに及ぶこともあるため、注意が必要です。

心理的虐待は、身体的虐待のように緊急的に扱われることは少ないのですが、本人の様子を見守り、介護保険サービスの利用などを通して心のケアを継続していくことが望まれます。あわせて、介護者の心のケアも必要であることはいうまでもありません。

サイン 7

落ち着きがなく、動き回ったり異常におしゃべりする

定義

高齢者本人に落ち着きがなく、しきりに何かを訴えようとしていたり、多動であるような状況は、認知症の人に限らず、心理的な訴えとして表現しているものと思われます。家族など介護者による不適切な言動や対応によって、心理的に不安定になっているような場合に多く見られることから、心理的虐待、あるいは言葉による暴力などを受けている可能性があると考えする必要があります。

解説

高齢者自身が、心理的に落ち着かない状態は、客観的に外部的要因なのか、内部的要因なのかを見極めなければなりません。中には、便秘や痛みなど身体的な不調を訴えている場合もあり、状態を観察して医療につなぐ必要があることがあります。しかし、明らかに言葉による暴力、態度による無視など何らかの虐待や人権侵害の事実に基づき、不安定になっているような場合には、積極的な支援が必要になります。

自傷行為や体の揺すり、指しゃぶり、かみつきの、いわゆる不定愁訴のような何度も同じ訴えを繰り返し、言葉の連続などの落ち着きのない状態を意味します。あるいは、場合によってはオーバーな表現なども該当することがあります。

このような心理的虐待の特徴と思われる兆候を示している認知症の高齢者などに会った場合、具体的には、落ち着ける条件を個別に検討することが必要です。それが不十分ですと、心理的虐待を防ぐことができませんし、どのように対応することが虐待を予防することになるのかを助言することもできません。また、そのことが原因であるかどうかも含めて、日常の状態の観察が大切であり、その人らしく、落ち着いた状態で日常生活を送れるように支援を考えます。サインがすべてを物語っているわけではないので、情報を広く集めることが重要になってきます。



サイン 8

「年金を取り上げられた」と訴える

定義

高齢者本人が、「家族に年金を取り上げられた」と訴えることがあります。事実関係は、外部からでは計り知れないことが多く、経済的な虐待であるかどうかの見極めは大変難しい問題です。しかし、生活に困らない程度の年金が支払われているにもかかわらず、本人は着の身着のままというような身なりをしていたり、実際に現金をほとんど持っていない、あるいは管理する能力がないからという理由で一方的に家族が通帳を管理したり、勝手に財産を処分したりする場合には、経済的虐待の可能性が高いと言えます。



解説

経済的虐待は、外部の人には大変見えにくい構造を持っています。特に、本人の年金を家族の生活費として使っているような場合、即座に経済的虐待とは決め付けられません。明らかに、本人の意思を無視した現金の取扱いや、通帳の管理、財産の処分などは経済的虐待に当たりますが、生活費の一部として年金を使っているような場合は、判断に困ることが多く、十分な年金があるにもかかわらず具体的に介護サービスの利用を拒否したり使わせないような場合には、経済的虐待の疑いが強くなります。

経済的虐待については、他にも介護サービスの利用料や生活費（電気、水道、ガスなど公共料金の支払い）を滞納しがちになったり、経済的な理由で必要な医療や処置を受けていない、資産の状況に比べて衣食住にお金がかけていない、身に覚えのない借金の取立人が訪れる、高価な物品が処分されてしまっている、などの兆候も気を付けて観察します。

しかし、場合によっては、家族が年金を渡してもすぐになくしてしまったり、次々と同じ物を買ってしまって、現金がすぐになくなってしまいうほかにも、「盗られた」、「渡してもらっていない」と訴える「物盗られ妄想」の場合も時に見受けられるので、注意も必要です。

サイン 9

高齢者を介護している様子が乱暴に見える

定義

介護者が高齢者を介護しているとき、無理に起こそうとして手を引っ張ったり、威勢良くおむつを引き抜いたりするなど、不適切と思われることがあります。また、高齢者に対して大声を出したり、乱暴な言葉遣いをしたりすることもあります。乱暴な介護は心理的虐待であり、身体的虐待や事故にもつながるサインとして注意が必要です。



解説

乱暴な扱いであっても介護度の重い高齢者は介護されるままに介護者に身を預け、無抵抗にならざるを得ません。

部外者がいる前でわざわざ乱暴に扱うのは、介護者自身がその状況を通して介護負担や辛い気持ちを懸命にアピールしているというとらえ方もできます。すなわち、介護者自身が発する「SOS」でもあるわけです。介護しなければならない使命感や責任感は強くても、実際には介護に疲れ、ストレスを抱えながら介護をしている場合も多く、介護者自身の心のケアが必要です。

「毎日の介護で、大変ですね」などと、介護者に関心を向けて話しかけましょう。気持ちに寄り添って介護負担を減らす方法を提示したり、ねぎらいの言葉をかけたりするなどして信頼関係を築きます。高齢者と介護者のどちらか一方の話だけではわかりませんから、できれば別々に面接の機会を作って心情を聞くことが必要です。

このようなケースでは、高齢者の身体に傷やアザがあることもしばしば見受けられます。介護者の行為に振り回されてしまいがちですが、介護者の乱暴な扱いによって事故が起こらないとも限りません。高齢者の表情や身体的な虐待はないかどうか観察するなど高齢者の保護・安全については十分な注意が必要です。

サイン 10

家族が福祉等関係の担当者の訪問を避ける

定義 虐待が起きる家庭は社会から孤立していることが多く、人との関係を作れずに、必要な支援をうまく使えない場合があります。「受診や介護が必要なのに」、「もう少しサービスを増やしたほうが良いのに」と思ってもなかなか思うように進みません。訪問しても「結構です」と断られるこのような状況も、虐待のサインとしてとらえます。



解説 介護保険のサービスの調整は、家族を抜きにしては話が進みません。しかし、かわりを拒否するような家庭では、介護者が独特の価値観による介護をしていて、サービスを受け入れなかったり、高齢者に対して無関心で世話・介護を放棄したりしていることも予測されます。高齢者の安否の確認ができない場合で、生命の危険性が高ければ立入調査を行うこともあります。その後の支援を考えれば、できるだけ介護をする家族に受け入れてもらえるかわりの方法について吟味しなければなりません。

健康保険料の滞納により保険証が切れていて受診できないという例では、具体的に支払う納付金の金額や納付の計画が立てば、支払の目途がついて保険証を回復させ、受診が可能になることもあります。また、介護保険のサービスについても金額の提示を具体的にすることで利用につながることもあります。一見、行き詰った状態に見えても、高齢者の体調の悪化や介護者の生活の変化などをきっかけにかかわりが持てることもあります。支援者の問題意識が先行しがちですが、あきらめずに見守り、何度か家を訪ね、タイミングを見てかわることが重要です。

サイン 11

家の中から家族の怒鳴り声や 高齢者の悲鳴が聞こえる

定義

地域の住民が、近隣の家の中から聞こえてくる怒鳴り声や悲鳴、物を投げる音などを聞きつけることは、意外と多くみられます。テレビや新聞などで報道される虐待の場合には、児童虐待やDV（配偶者からの暴力）だけに限らず、高齢者



虐待についても近所の人が早くからその異変に気付いている場合があります。しかし、「かわりを持ちたくない」、「あえて通報するほどでもないのでは」ということで躊躇すると、結果として悲惨な状況になってしまいます。

解説

激しい物音、物が割れたり当たったりする音、怒鳴り散らしている声、泣き叫ぶ悲鳴など、高齢者虐待による殺人事件などがあると、必ずといっていいほど近隣が、その兆候を事前にキャッチしています。テレビカメラの前で顔を隠して、「以前から物音がしていた」、「よく悲鳴を聞いた」などと証言をする人がいますが、その段階では手遅れです。インタビューで証言をするくらいであれば、ためらわないで「通報」すべきであるということを法律は定めています。

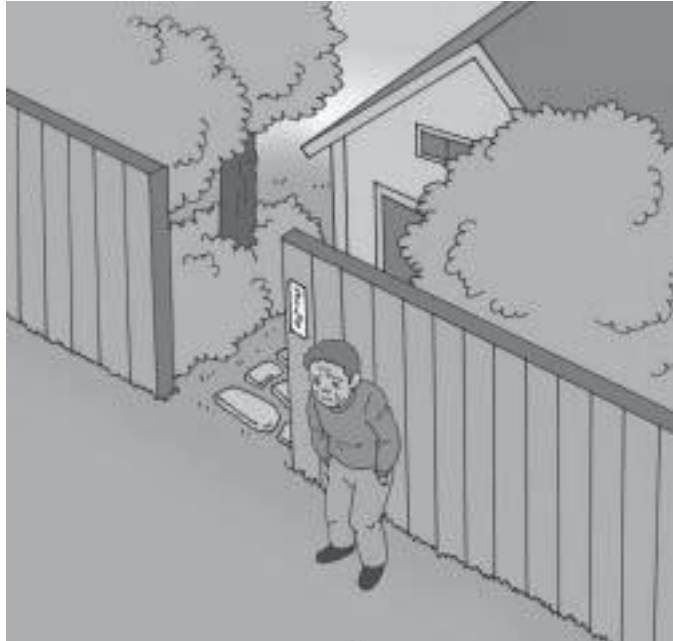
ふだんから気軽に声をかけ合うことで、どのようなことに悩み、どのような事態が具体的に起きているのかを当事者から聞きとめることも必要です。介護者も悩んでいます。ともに悩む姿勢でかわりを作り、話しやすい状況のなかで事実関係を確認するようにします。物の飛び交うような状況では、高齢者に外傷も疑われます。手当ても必要かもしれません。そのような気配りをするすることで、早期発見につなげます。

サイン 12

天気が悪くても、高齢者が長時間外にたたずんでいる

定義

暑い夏や寒い冬、あるいは雨が降っているにもかかわらず、高齢者が長時間にわたって家の外にいて、その間だれもかかわっていないことがあります。さらに、食べ物を食べていない、排泄の失敗があっても放置されているなどの不適切な状況を見受ける場合もあります。家族によって放置されることが、高齢者の健康上の問題につながるような状況です。



解説

高齢者が外で放置されている状況は、地域の住民が知ることのできる虐待のサインの一つです。その状態が継続するようであれば、何らかの働きかけが必要です。このような場合にこそ、地域での高齢者の見守りの役割が威力を発揮しますので、必ず単独行動するのではなく、チームを作り、具体的な役割分担をしながら、かかわりを作っていくのが適切です。

対応が難しいのは、家族が日常的に仕事で出かけていて、放置しているわけではないというケースもあるので、そのかかわりには十分配慮が必要です。

特に、介護サービスやそのほかの介護予防サービスなどが受けられるにもかかわらず、そのようなサービスを一切受けていなかったり、介護支援専門員（ケアマネジャー）のようなかかわりを作る人を拒否しているような場合には注意が必要です。

外で放置されているのとは逆に、昼間も窓が閉まっていたり、本来歩いて、あるいは車いすを使って外出できるにもかかわらず、最近見かけなくなった、というような場合も確認が必要です。病院に入院しているかもしれませんが、とりあえず安否を確認するような問いかけはすべきでしょう。地域での見守りに、疑うことを勧めるわけではありませんが、日ごろの安否の確認は、高齢者虐待を早期に発見し、ともに対策を考えるための価値ある行動です。

参考：高齢者虐待防止法の定義

平成18年4月1日、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）が施行されました。

高齢者虐待防止法では、「高齢者とは65歳以上のもの」と定義されています。

□高齢者虐待とは

①養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外の者」。

（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当。同居・別居は問わない）。

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」、または「養介護事業」の業務に従事する職員。

※個人情報保護法について※

相談・通報の際の個人情報の保護については、「個人情報保護法」で本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと(第16条)、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと(第23条)が義務付けられていますが、高齢者虐待への対応では「**人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき**」という例外規定が設けられ、例外として扱われる場合もありますが守秘義務が課されていますので配慮が必要となります。

相談・連絡先一覧

① 地域包括支援センター

相談窓口	担当地区	住所・電話番号
地域包括支援センター 本通り	黒沢尻東 黒沢尻西	本通り4-10-11 72-7254
地域包括支援センター いいとよ	黒沢尻北 飯豊	村崎野17-115-3 62-4100
地域包括支援センター 北上中央	相去 鬼柳	大堤西二丁目6-5 72-6178
地域包括支援センター 展勝地	立花・黒岩・口内 稲瀬・二子・更木	立花10-36-1 61-0225
地域包括支援センター わっこ	和賀 江釣子	上江釣子17-117-1 77-5055

- ② 北上市役所 保健福祉部 長寿介護課
電話 高齢福祉係 72-8217
包括支援係 72-8221
FAX 64-0287